

有機農業総合支援対策実施要綱

第1 趣旨

有機農業は、自然循環機能の増進、環境負荷の低減、生物多様性の保全に資するとともに、消費者の食料に対する需要が高度化し、かつ、多様化する中で安全かつ良質な農産物に対する消費者の需要に対応した農産物の供給に資する取組であることから、その推進が求められているところである。

一方、有機農業は、現状では化学肥料、農薬を使用する通常の農業と比べて収量や品質の低下が起りやすいことに加え、有機農業に対する消費者や実需者の理解が必ずしも十分とは言えないことから、その取組は未だに少ないものとなっている。

このため、有機農業総合支援対策（以下「本対策」という。）において、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）及び有機農業の推進に関する基本的な方針（平成18年4月27日農林水産大臣公表）に即し、有機農業への参入促進、有機農業に対する理解と関心を増進するための普及啓発及び全国における有機農業の振興の核となるモデルタウンの育成に取り組むとともに、有機農業の基本となる土づくりの推進を図るものとする。

第2 事業内容等

本対策の事業内容、事業実施主体、採択要件及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

第3 事業実施計画

- 1 事業実施主体の長は、事業の実施計画を作成し、別表の事業内容の欄の1及び2の事業にあつては農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）、同欄の3から6までの事業にあつては事業実施主体の所在する都道府県を管轄する地方農政局長等（北海道にあつては生産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。）の承認を受けるものとする。
- 2 1の規定は、生産局長が別に定める事業の実施計画の重要な変更について準用する。

第4 事業実施期間

本対策の事業実施期間は、以下のとおりとする。

- 1 別表の事業内容の欄の1、3、4、5及び6の事業の実施期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とする。

2 別表の事業内容の欄の2の事業の実施期間は、平成20年度及び平成21年度の2年間とする。

第5 助成

国は、毎年度、予算の範囲内において、本対策の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

第6 事業の実施状況の報告

事業実施主体の長は、事業の実施状況を、事業実施年度の翌年度に、生産局長が別に定めるところにより、別表の事業内容の欄の1及び2の事業にあつては生産局長、同欄の3から6までの事業にあつては地方農政局長等に報告するものとする。

第7 事業の評価

本対策で実施した事業内容については、生産局長が別に定めるところにより評価を行うものとする。

第8 その他

本対策の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別 表 (第2関係)

事業内容	事業実施主体	採択要件	補助率
<p>1 有機農業推進団体支援事業</p> <p>(1) 参入促進事業 農業者等の有機農業への参入を促進するため、有機農業の参入希望者に対する相談活動、有機農業者等の交流活動、研修の受入先等の情報の整備、インターネットを活用した情報提供等を行う事業とする。</p> <p>(2) 普及啓発事業 実需者等の有機農業に対する理解と関心を増進するため、有機農業施策説明会の開催やメディアを活用した周知活動等を行う事業とする。</p> <p>(3) 調査事業 消費者の有機農業に対する理解と関心の程度等を把握するために必要な調査を行う事業とする。</p>	生産局長が別に定める民間団体等及び特認団体とし、生産局長が公募により選定するものとする。	生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額 (ただし、事業内容の欄の6の事業にあつては1/2以内とする。)
<p>2 有機農業等指導推進事業 (平成19年から21年度まで)</p> <p>有機農業の実現に資すると見込まれる技術について、その導入効果や適用条件を把握するための実証試験及び調査を行うとともに、有機農業をはじめとする環境保全型農業に対する理解の増進、生産現場での取組の拡大に向けた啓発活動、優良な取組の顕彰、技術情報の提供等を行う事業とする。</p>			
<p>3 地域有機農業推進事業</p> <p>全国における有機農業の振興のモデルとなるため、有機農業の参入希望者に対する指導及び助言、実証ほの設置、有機農業により生産される農産物の流通・販売の促進、消費者等に対する普及啓発、有機農業者と消費者の交流活動等を一体的に行う事業とする。</p>	生産局長が別に定める協議会とし、生産局長が公募により選定するものとする。		
<p>4 地域有機農業施設整備事業</p> <p>地域において、有機農業に必要な技術の習得、種苗の供給並びに土壌診断を行うために必要な機材及び施設(有機農業技術支援センター)の整備を行う事業とする。</p>	生産局長が別に定める有機農業推進団体とし、生産局長が公募により選定するものとする。		

事業内容	事業実施主体	採択要件	補助率
<p>5 土づくり対策推進事業</p> <p>水田におけるたい肥施用量の減少やたい肥等の施用に対応した適切な施肥管理等、地域における土づくりの課題の解決を図るため、土づくり地域推進会議の開催、たい肥づくり講習会の開催、たい肥づくり巡回指導、有機物連用試験実証ほの設置等を行う事業とする。</p>	<p>以下に掲げる団体とし、生産局長が公募により選定するものとする。</p> <p>1 農業協同組合連合会</p> <p>2 農業協同組合</p>		
<p>6 土づくり対策施設整備事業</p> <p>高品質・低コストのたい肥を安定供給することにより、地域における土づくりの課題に対応するため、品質管理型たい肥自動混合・かくはん装置、自然エネルギー活用型高品質たい肥化装置及びたい肥貯留施設の整備を行う事業とする。</p>	<p>3 公社（地方公共団体が出資又は出えんを行っている公益法人であって、農業関係の業務を行っているものに限る。）</p> <p>4 土地改良区</p> <p>5 農事組合法人</p> <p>6 農事組合法人以外の農業生産法人</p> <p>7 特定農業団体</p> <p>8 その他農業者の組織する団体（生産局長が別に定めるものをいう。）</p>		